

中津市障がい福祉計画

(第3期計画：平成24年度～平成26年度)

平成24年3月

中 津 市

目 次

第1章 はじめに.....	1
(1) 計画策定の背景.....	1
(2) 計画策定の趣旨.....	1
(3) 計画の基本的理念.....	2
(4) 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方.....	2
(5) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方.....	3
(6) 計画の期間及び見直しの時期.....	3
(7) 計画の達成状況の点検及び評価.....	4
(8) 障がい者数について.....	5
第2章 平成26年度の数値目標の設定.....	8
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	8
(2) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行.....	9
(3) 福祉施設から一般就労への移行等.....	9
第3章 年度ごとの障がい福祉サービス見込量.....	11
(1) 訪問系サービスについて.....	11
(2) 日中活動系サービスについて.....	12
(3) 居住系サービスについて.....	15
(4) 相談支援について.....	16
第4章 地域生活支援事業.....	18
(1) 相談支援事業.....	18
(2) 成年後見制度利用支援事業.....	19
(3) コミュニケーション支援事業.....	19
(4) 日常生活用具給付事業.....	20
(5) 移動支援事業.....	21
(6) 地域活動支援センター事業.....	21
(7) その他の事業.....	22
【資料】	26
障がい福祉サービスの実績.....	26
特別支援学校へのアンケート調査.....	31
中津市地域福祉計画・障がい福祉計画に係る意見交換会.....	34
平成23年度 中津市障害者施策推進協議会委員名簿.....	37

第1章 はじめに

(1) 計画策定の背景

障がい保健福祉施策については、平成15年度に措置制度から契約制度へと転換した支援費制度の下で、利用者数が飛躍的に増加する等サービス量の拡充が図られてきたところです。しかし、精神障がい者がサービスの対象になっていなかったことや、利用者の入所期間の長期化等により福祉施設本来の機能と利用者の実態が乖離する等の状況にあったほか、地域生活や就労支援といった新たな課題への対応が求められていました。こうしたことから障害者自立支援法が平成18年度に施行され、必要な障がい福祉サービス等が地域において計画的に提供されるよう、障がい福祉計画の作成が義務付けられたところです。

これを受け、中津市においては既存の障がい福祉施設が新たなサービス体系施設への移行を完了する平成23年度末にむけての数値目標を設定し、第1期計画として平成18年度から平成20年度までの計画を作成し、第2期計画として平成21年度から平成23年度までの計画を作成したところです。

こうした中、平成22年6月の閣議決定により障害者自立支援法は平成25年8月までに廃止され、新たに「障害者総合福祉法（仮称）」が制定されることになり、この間、制度の谷間なく、障がい者へのサービス提供の停滞を招かないよう、利用者負担の見直しや相談支援の充実等が行われることになりました。

こうしたことを踏まえ、第3期計画では平成24年度から平成26年度までの数値目標を作成し、障がい者が住みなれた地域で安心して暮らしていけるようにサービス提供体制の確保を図っていきます。

(2) 計画策定の趣旨

① 計画の法的位置付け

この計画は、障害者自立支援法第88条第1項に規定する「市町村障害福祉計画」として策定するもので、今後、中津市が進めていく障がい福祉サービス等の方向性と数値目標を定めるものです。

【参考】

(障害者自立支援法第88条第1項)

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

② 中津市の他の計画との関係

「中津市障がい者福祉計画」の障がい福祉サービスに関して数値目標や提供方法を示す実施計画として位置付けるとともに、「中津市地域福祉計画」とも調和の取

れたものとなることを基本としています。

(3) 計画の基本的理念

住民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を共有するかけがえのない個人として尊重されるよう、障がい者等の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して障がい福祉計画を策定します。

①障がい者等の自己決定と自己選択の尊重

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、障がい者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

②三障がいに係る制度の一元化等

障害者自立支援法の施行により、従来、身体障がい、知的障がい及び精神障がいと障がい種別ごとに分かれていた制度が一元化され、サービスの充実が図られてきたところです。

しかし、発達障がい者については、従来から精神障がい者に含まれるものとして法に基づく給付の対象となっていたにも関わらず周知が徹底されていなかったため、引き続きその旨の周知を図るとともに、高次脳機能障がい者についても同様に周知を図っていきます。

③地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

(4) 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

障がい福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、(3)の計画の基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、数値目標を設定し、計画的な整備を行うよう努めます。

①必要な訪問系サービスを保障

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援をいう。以下同じ。）の充実を図り、必要な訪問系サービスを保障できるよう努めます。

②希望する障がい者等に日中活動系サービスを保障

希望する障がい者等に日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービスをいう。以下同じ。）を保障できるよう努めます。

③グループホーム等の充実を図り、入所等から地域生活への移行を推進

地域における居住の場としてのグループホーム及びケアホームの充実を図るとともに、自立支援訓練事業等の推進により、入所等（福祉施設への入所又は病院への入院をいう。）から地域生活への移行が進むよう努めます。

④福祉施設から一般就労への移行等を推進

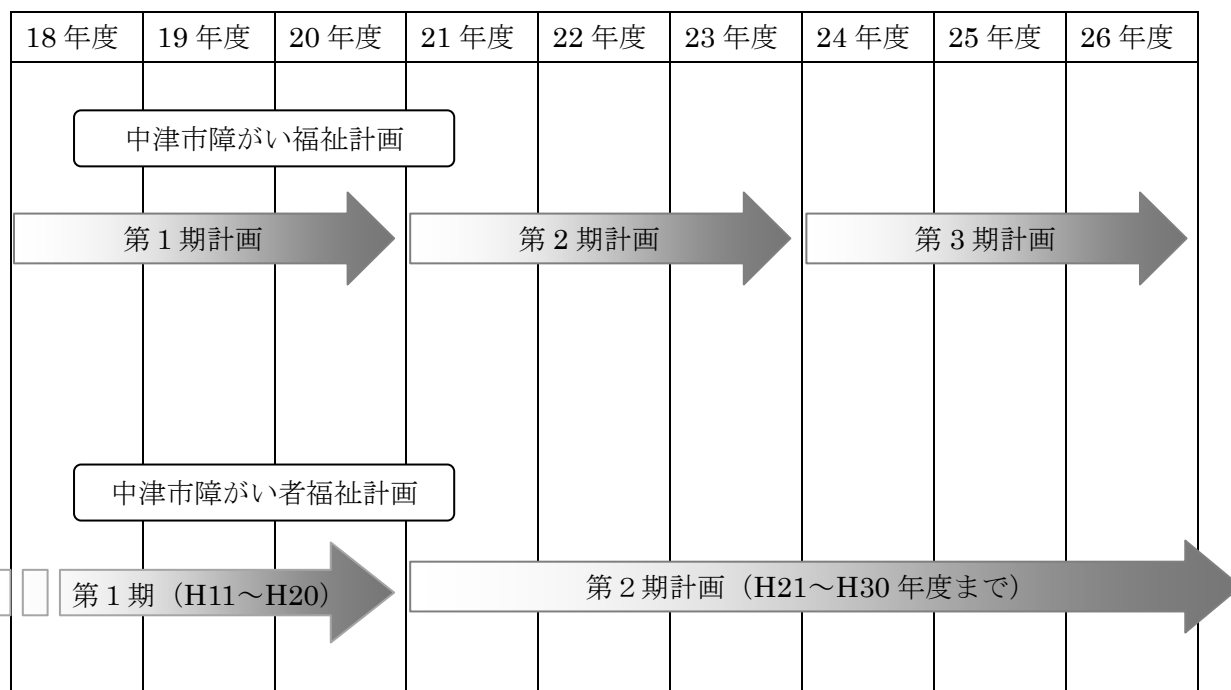
就労移行支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大できるよう努めます。

(5) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障がい者等、とりわけ重度の障がい者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠です。平成22年12月に障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障がい保健福祉施策を見直すまでの間において障がい者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）による障害者自立支援法の改正によりサービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大があったことなどを踏まえ、中津市としても相談支援事業を効果的に実施するため、関係機関、関係団体及び障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者で構成する自立支援協議会（中津市障害者施策推進協議会）のもとに関係機関等が相互に連携し合える体制の整備に努めます。

(6) 計画の期間及び見直しの時期

本計画は3年ごとに定めることとされているため、これまでの実績等を検証しつつ、計画の期間は平成24年度から平成26年度までの3年間とします。



※中津市障がい者福祉計画：障害者基本法に基づく市町村障害者計画

(7) 計画の達成状況の点検及び評価

各年度において、計画に定めるサービス見込量と実績の点検及び評価を行い、中津市自立支援協議会（中津市障害者施策推進協議会）等へ報告するとともに、必要に応じて計画の見直し等の対策を講じます。

(8) 障がい者数について

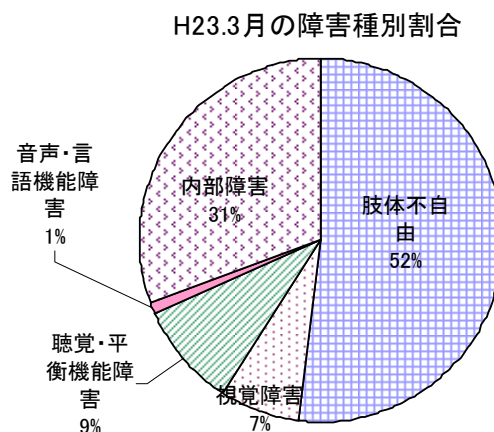
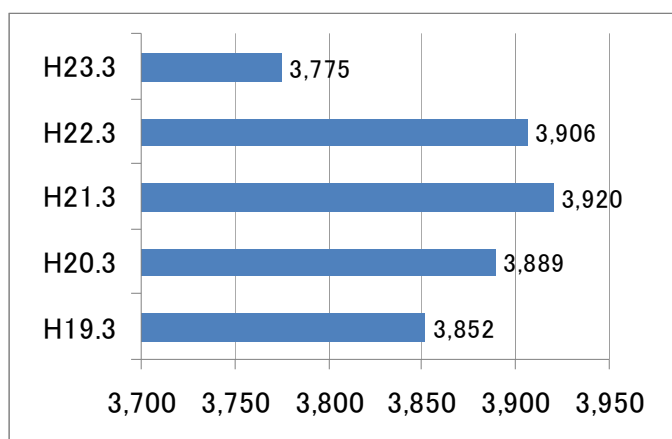
1. 身体障がい者（児）の状況

身体障害者手帳交付状況（障がい・年度別）

（各年3月末現在）

	肢体不自由	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語機能障害	内部障害	合計
H19.3月	2,028	301	374	38	1,111	3,852
H20.3月	2,025	304	379	38	1,143	3,889
H21.3月	2,054	305	384	33	1,144	3,920
H22.3月	2,045	303	372	36	1,150	3,906
H23.3月	1,962	276	344	37	1,156	3,775

グラフ①：交付状況推移



身体障害者手帳交付状況（等級別）

（平成23年3月末現在）単位：人

	年齢	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
肢体不自由	18歳未満	17	12	2	5	3		39
	18歳以上	390	403	271	493	252	114	1,923
視覚障害	18歳未満	1			1			2
	18歳以上	85	80	23	23	32	31	274
聴覚障害	18歳未満	1	4		2		1	8
	18歳以上	35	66	42	52	2	138	335
言語障害	18歳未満							
	18歳以上	4	3	14	16			37
内部障害	18歳未満	14	1	2				17
	18歳以上	644	7	168	320			1,139
小計	18歳未満	33	17	4	8	3	1	66
	18歳以上	1,158	559	518	904	287	283	3,709
合計		1,191	576	522	912	290	284	3,775

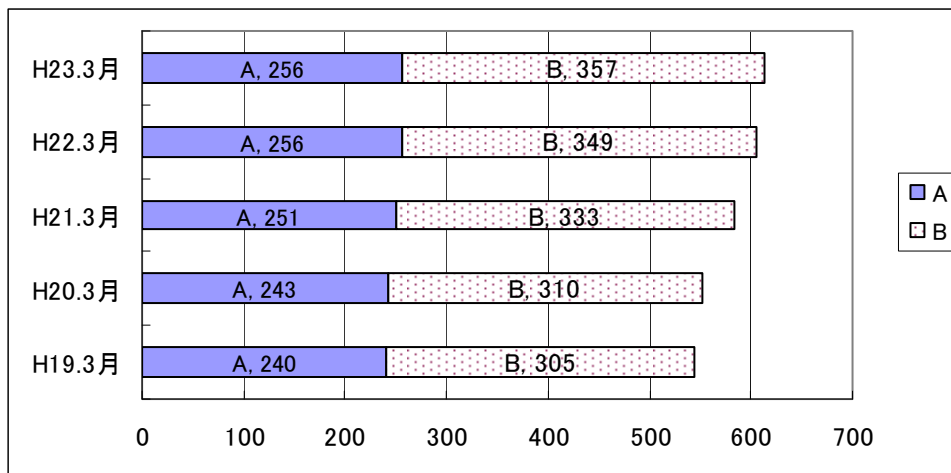
2. 知的障がい者（児）の状況

療育手帳交付状況（等級・年度別）

（各年3月末）

	A（重度）		B（軽度）		合計
	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	
H19.3月	49	191	70	235	545
H20.3月	49	194	68	242	553
H21.3月	52	199	76	257	584
H22.3月	56	200	84	265	605
H23.3月	50	206	85	272	613

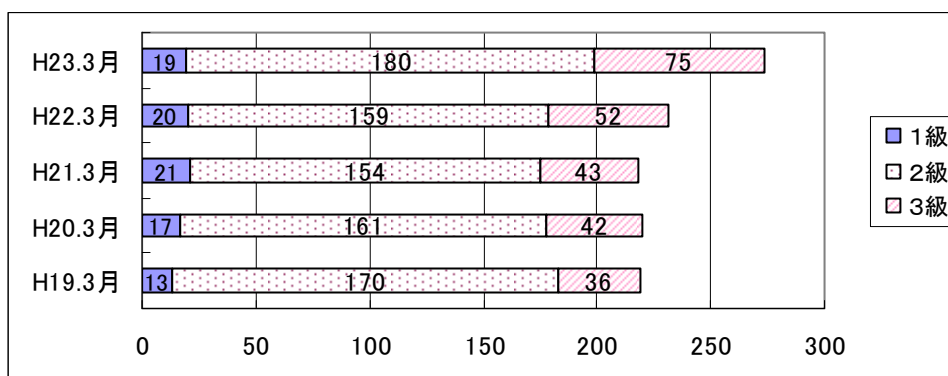
グラフ②：交付状況推移



3. 精神障がい者（児）の状況

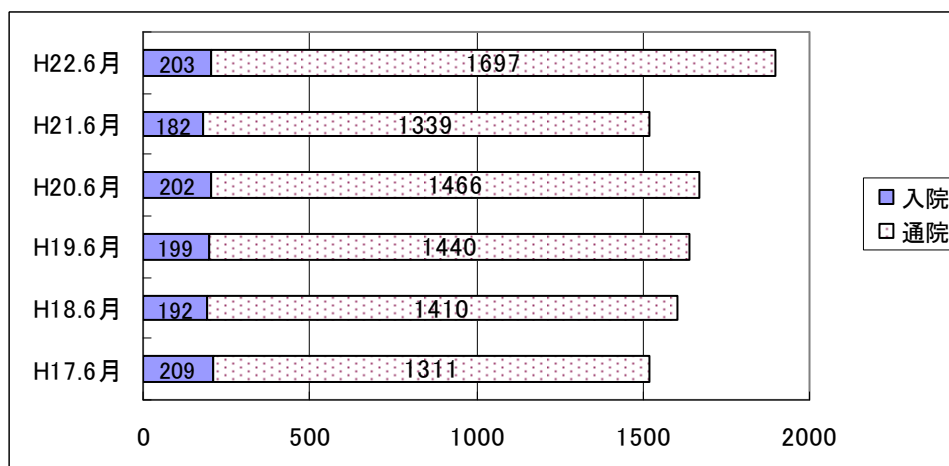
精神障害者保健福祉手帳交付状況（等級・年度別）（各年3月末）

	1級	2級	3級	合計
H19.3月	13	170	36	219
H20.3月	17	161	42	220
H21.3月	21	154	43	218
H22.3月	20	159	52	231
H23.3月	19	180	75	274



入院・通院患者数

	A 入院患者数				B 通院患者数		
	総数	措置	医療保護	任意	総数	自立支援医療	その他
H17.6月	209	7	74	128	1,311	400	911
H18.6月	192	8	66	118	1,410	449	961
H19.6月	199	8	64	127	1,440	455	985
H20.6月	202	3	75	124	1,466	580	886
H21.6月	182	3	69	110	1,339	467	872
H22.6月	203	3	75	125	1,697	567	1,130



第2章 平成26年度の数値目標の設定

第1期計画では、国が示したワークシート及び障がい福祉サービス事業等移行計画、アンケート調査を基に最大の数値目標を設定しましたが、第2期計画においては、国の「基本指針」に即しながらも、事業所の新体系移行が大幅に遅れている実態を勘案し、これまでの給付実績等を考慮して平成23年度までの目標を定めました。

第3期計画では、すべての事業所の新体系移行が完了していること、平成24年4月から障がい児施設に入所している加齢児（18歳以上の障がい者）が障害者自立支援法のサービスに切り替わることなどを踏まえて、これまでの実績を勘案しつつ障がい者の意見やサービス提供事業所の意向などを聞き取り、平成26年度における数値目標を定めました。

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

国は、平成17年10月1日時点の施設入所者数の3割以上が地域生活へ移行（グループホーム、ケアホーム、一般住宅等に移行）することとするとともに、これにあわせて平成26年度末の施設入所者数を平成17年10月1日時点の施設入所者数から1割以上削減することを基本としています。

こうした国の施策を勘案しつつも、これまでの実績等も踏まえ平成26年度末の数値目標を以下のように設定するとともに、地域生活への移行を円滑に進めるため、グループホーム等の整備を事業所に働きかけるなど、環境整備に努めていきます。

	数値目標	考え方
第1期計画時点の施設入所者数①	166人	平成17年10月1日時点の施設入所者数
↓		
平成26年度末の施設入所者数見込②	142人	平成27年3月末時点の施設入所見込者数
【目標値】 地域生活移行者数③	21人 (12.65%)	第1期計画時点の入所者のうち、施設入所からグループホーム・ケアホーム等へ地域移行した者の数 (割合については、③÷①の数値)
【目標値】 削減見込④	24人 (14.46%)	平成26年度末段階での削減見込数 (割合については、④÷①の数値)

※整備法による改正前の児童福祉法に規定する指定知的障害児施設等（以下「旧指定施設等」という。）に入所していた者（18歳以上の者に限る。）であって、整備法による改正後の法に基づく指定障害者支援施設等の指定を受けた当該旧指定施設等に引き続き入所しているもの（以下「継続入所者」という。）の数を除く。

(2) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

精神科病院からの退院、地域移行を促進し、社会的入院の解消を更に進めていくため、退院後の受け入れ先の確保に努めるとともに、相談支援体制の充実を図っていきます。

	数値目標	考え方
平成 23 年 6 月現在の 1 年以上の入院者数 (A)	140 人	県の調査数値より
うち社会的入院の要素の高い入院患者数 (B)	9 人	県の調査数値より
退院者数 (目標値) (C)	5 人	平成 26 年度までに退院を目指す人数 $B \times 50\%$

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設から一般就労への移行

国は、福祉施設から一般就労に移行する人数を平成 26 年度中には平成 17 年度実績の 4 倍以上とすることを目指しています。

これまでの実績では、就労移行支援事業を利用しても、実際に一般就労にまで結びつくのは難しい現状にあります。このため、ハローワーク等の関係機関とも連携しながら、障がい者を対象とした就職面接会を開催するなどして、一般企業と障がい者の接点づくりに努め、一般就労に結びつくように支援していきます。

また、特別支援学校とも連携し、卒業する生徒に対し、積極的に上記の障がい者就職面接会への参加を呼びかけ、一般就労を目指してもらえるように取り組みます。

	数値目標	考え方
平成 17 年度の一般就労移行者数	0 人	平成 17 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の年間一般就労移行者数	4 人	平成 26 年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

②就労移行支援事業の利用者数

国は、福祉施設における就労支援を強化する観点から、平成 26 年度における福祉施設の利用者のうち 2 割以上の者が就労移行支援事業を利用することを目指していますが、地域の実情に応じ、これまでの実績と新規でサービス提供を予定している事業所を見込んで数値目標を設定しました。

【福祉施設】

ここでいう福祉施設とは、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援をいう。

	数値目標	考え方
平成 26 年度末の福祉施設利用者数	486 人	平成 26 年度末において福祉施設を利用する者の数
【目標値】 目標年度の就労移行支援事業の利用者数	33 人 (6.8%)	平成 26 年度末において就労移行支援事業を利用する者の数

③就労継続支援（A型）事業の利用者数

国は、就労継続支援事業の利用者のうち3割以上の者が就労継続支援（A型）事業を利用することを目指しています。しかし、就労継続支援（A型）事業の事業所数はB型事業所と比べ少ないのが現状であり、新規事業所の開設や既存のA型事業所の定員数増加も考慮したうえで、これまでの実績を踏まえて数値目標を設定しました。

	数値目標	考え方
平成 26 年度末の就労継続支援（A型）事業の利用者数 ①	65 人	平成 26 年度末において就労継続支援（A型）事業を利用する者の数
平成 26 年度末の就労継続支援（B型）事業の利用者数 ②	186 人	平成 26 年度末において就労継続支援（B型）事業を利用する者の数
【目標値】 目標年度の就労継続支援（A型）事業の利用割合 ③	25.9%	平成 26 年度末において就労継続支援事業を利用する者のうち就労継続支援（A型）事業を利用する者の割合 ③=①／（①+②）

第3章 年度ごとの障がい福祉サービス見込量

中津市では、今後の障がい福祉サービス量を見込むため、各施設に新体系移行後にどのようなサービスを提供するのかの聞き取り調査を行うとともに、特別支援学校の高校生を対象としたアンケート調査、地域の障がい者を対象とした意見交換会などを実施してきました。こうした調査をもとにしながら、これまでの実績等を検証しながら、平成24年度から平成26年度における各年度の障がい福祉サービスの見込量を作成しました。

(数値については、各年度の3月の利用実績の見込量です。)

1. 訪問系サービスについて

(1) サービスの内容

①居宅介護（ホームヘルプ） 【介護給付】

介護を要する障がい者に、居宅において、入浴や排泄、食事などの介助をします。

②重度訪問介護 【介護給付】

重度の肢体不自由者で、常時介護を要する障がい者に、居宅で入浴や排泄、食事などの介護、外出時における移動支援など日常生活における介護等を行います。

③同行援護 【介護給付】

平成23年10月1日から始まったサービスで、視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時に同行し移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等外出する際の必要な援助を行います。

④行動援護 【介護給付】

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等で、常時介護を要する人に、危険を回避するために必要な援護、外出支援等を行います。

⑤重度障害者等包括支援 【介護給付】

常時介護を要する障がい者で、その介護の必要の程度が著しく高い人に、居宅介護等の複数の障がい福祉サービスを包括的に提供します。

(2) サービスの見込量

	単位	第2期計画(実績)			第3期計画(見込)		
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
①居宅介護 (ホームヘルプ)	時間/月	1,595	1,508	1,380	1,419	1,436	1,453
	人/月	81	76	80	82	83	84
②重度訪問介護	時間/月	591	733	700	700	700	700
	人/月	1	1	1	1	1	1
③同行援護	時間/月			45	45	45	45
	人/月			10	10	10	10
④行動援護	時間/月	0	60	60	80	80	80
	人/月	0	2	2	3	3	3
⑤重度障害者等 包括支援	時間/月	0	72	76	76	76	76
	人/月	1	1	1	1	1	1
合計	時間/月	2,186	2,373	2,261	2,320	2,337	2,354
	人/月	83	80	94	97	98	99

※23年度は実績見込み

(3) サービスの見込量の考え方

居宅介護については利用者の状況により利用量の変動が大きく、23年度は利用者数が増えたにも関わらず、利用量は大幅に減る見込みです。こうしたことから、人数については緩やかな増加を見込み、利用量については過去の平均的な利用時間から見込みました。

同行援護については、移動支援事業を利用していた人が同サービスに移行することを踏まえて算出。行動援護については平成20年4月に支給条件が緩和されたことから月平均で2～3人の児童の利用者がいる現状をふまえ、今後も同様の傾向が続くと見込みました。

2. 日中活動系サービスについて

(1) サービスの内容

①生活介護〔介護給付〕

常時介護を要する障がい者に、主として昼間において施設で入浴や排泄、食事などの介護を行うとともに、創作・生産活動の機会を提供します。

②自立訓練（機能訓練）〔訓練等給付〕

自立した日常生活又は社会生活ができるように、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。

③自立訓練（生活訓練）〔訓練等給付〕

自立した日常生活又は社会生活ができるように、生活能力の向上のために必要な

訓練を行います。

④就労移行支援〔訓練等給付〕

就労を希望する65歳未満の障がい者に、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

⑤就労継続支援（A型）〔訓練等給付〕

一般企業等に雇用されることが困難な障がい者に、就労の機会の提供や知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約に基づく就労の機会を提供し、一般就労への移行に向けた支援を行います。

⑥就労継続支援（B型）〔訓練等給付〕

一般企業等に雇用されることが困難な障がい者に、就労の機会の提供や知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約は締結せず、就労の機会や生産活動の機会を提供し、一般就労への移行に向けた支援を行います。

⑦療養介護〔介護給付〕

医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養にかかる介護、日常生活の世話をを行います。

⑧短期入所〔介護給付〕

居宅で介護をする人の疾病その他の理由により、障がいのある人が一時的に介護を受けることが困難になったとき、短期間、夜間も含めて施設等で入浴や排泄、食事の介護等の支援を行います。

(2) サービスの見込量

	単位	第2期計画(実績)			第3期計画(見込)		
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
①生活介護	人日/月	544	1,193	1,764	3,570	3,633	3,633
	人/月	26	57	84	170	173	173
②自立訓練 (機能訓練)	人日/月	81	21	42	63	63	63
	人/月	4	1	2	3	3	3
③自立訓練 (生活訓練)	人日/月	94	106	108	234	234	234
	人/月	7	11	12	26	26	26
④就労移行支援	人日/月	291	386	532	627	627	627
	人/月	17	21	28	33	33	33
⑤就労継続支援 (A型)	人日/月	492	477	900	990	1,116	1,170
	人/月	27	30	50	55	62	65
⑥就労継続支援 (B型)	人日/月	2,040	3,031	3,257	3,452	3,588	3,627
	人/月	106	158	167	177	184	186
⑦療養介護	人/月	2	1	1	20	21	21
⑧短期入所	人日/月	50	99	100	100	100	100
	人/月	8	8	11	10	10	10

※23年度は実績見込み

①生活介護については、障害児施設からの継続利用者（加齢児）9人を除く。

⑦療養介護については、障害児施設からの継続利用者（加齢児）19人を含む。

(3) サービスの見込量の考え方

①生活介護

旧法の入所施設のほとんどが日中活動として生活介護のサービスを提供する見込みのため平成24年度に大幅に増加し、以降は横ばいを見込みました。また国の指針により障害児施設から継続して利用している人は見込み数から除いて算出しています。1人平均月21日の利用を見込みました。

②自立訓練（機能訓練）

標準利用期間が定められていることからサービス量は現状で推移するとみられます。1人平均月21日の利用を見込みました。

③自立訓練（生活訓練）

旧知的障害者通所療養所の利用者が宿泊型自立訓練に移行することを踏まえて見込みました。また通常の生活訓練は標準利用期間が定められていることからサービス量は現状で推移するとみられます。1人平均月9日の利用を見込みました。

④就労移行支援

標準利用期間が定められていることから、現状で推移すると思われます。特別支援学校の卒業生などの利用を見込んでいます。1人平均月19日の利用を見込みました。

⑤就労継続支援A型

新規事業所（多機能型）が増える見込みであること、既存の事業所の定員増が見込まれることなどから増加傾向になると思われます。国の指針では平成26年度末において就労継続支援事業対象者と見込まれる数の3割以上とすることが望ましいとありますが、サービス提供体制の整備状況などを踏まえた人数としました。1人平均月18日の利用を見込みました。

⑥就労継続支援B型

新規事業所（多機能型）が増える見込みであること、A型事業所でB型も始めるところがあることなどから増加傾向になると思われます。1人平均月19.5日の利用を見込みました。

⑦療養介護

重症心身障害児施設に入所している加齢児が療養サービスに切り替わることから平成24年度に大幅に増加し、以降は、医療が必要な重度の障がい者が対象であることから新規はほとんどいないと見込みました。

⑧短期入所

入所待ちで実質的な入所をしている人がいるか否かで大幅に実績が変わってくるため、過去の実績等を考慮して1人平均月10日の利用を見込みました。

3. 居住系サービスについて

(1) サービスの内容

①共同生活援助（グループホーム）〔訓練等給付〕

地域で共同生活を営むため、主として夜間に相談その他の日常生活上の援助を行います。

②共同生活介護（ケアホーム）〔介護給付〕

共同生活を営む障がい者に、主として夜間に入浴や排泄、食事等の介護、調理や洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言などを行います。

③施設入所支援〔介護給付〕

施設に入所する障がい者に、主として夜間に入浴や排泄、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言など、日常生活上の支援を行います。

(2) サービスの見込量

	単位	第2期計画(実績)			第3期計画(見込)		
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
①共同生活援助	人/月	55	63	65	74	84	94
②共同生活介護	人/月	7	12	13	20	21	26
③施設入所支援	人/月	21	39	60	142	142	142

※23年度は実績見込み

③施設入所支援については、障害児施設からの継続入所者（加齢児）5人を除く。

(3) サービスの見込量の考え方

①共同生活援助（グループホーム）

入所施設からの地域移行や入院中の精神障がい者の地域移行による利用、在宅での暮らしが困難になった者の利用が見込まれるため、増えていくことが予想されます。また意見交換会の中でも市内のグループホームの不足が指摘されており、受け入れ先の確保が図られるよう新規建設を事業所に働きかけていく予定です。

②共同生活介護（ケアホーム）

入所施設からの地域移行や入院中の精神障がい者の地域移行による利用、在宅での暮らしが困難になった者の利用が見込まれるため、増えていくことが予想されます。このため受け入れ先の確保が図られるよう新規建設を事業所に働きかけていく予定です。

③施設入所支援

国の指針においては、平成26年度末において、平成17年10月1日時点の施設入所者数（166人）の1割以上を削減することを基本とするとなっており、平成23年度末見込で既に目標に達している状況です。今後については、入所施設からの地域移行を進める観点から、毎年数名程度の地域移行者を見込みますが、入所待ちの身体障がい者もいることから、新規の入所と退所者が同数程度であると予測しました。

4. 相談支援について

(1) サービスの内容

①計画相談支援

障がいのある人の自立した生活を支え、その抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、サービス等利用計画の作成や、利用中のサービスのモニタリングなどを行います。

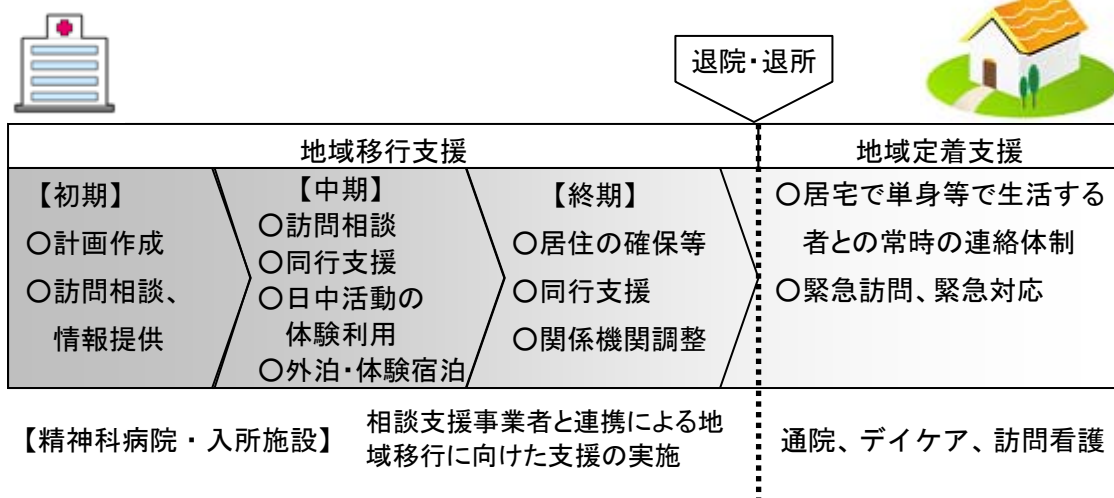
②地域相談支援（地域移行支援）

障がい者支援施設等に入所している障がいのある人や精神科病棟に入院している精神に障がいのある人に対し、地域生活への移行のための住居の確保や活動に関する相談、障がい福祉サービスの利用に向けた支援などを行います。

③地域相談支援（地域定着支援）

施設・病院から退所・退院したり、家族との同居から一人暮らしに移行した障がいのある人、地域生活が不安定な障がいのある人等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を供与します。

【地域生活への移行に向けた支援の流れ（イメージ）】



(2) サービスの見込量

	単位	第2期計画(実績)			第3期計画(見込)		
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
①計画相談支援	人/月	1	0	1	9	30	94
②地域相談支援 (地域移行支援)	人/月				2	2	2
③地域相談支援 (地域定着支援)	人/月				0	1	2

※第2期計画は各年度の3月の月間実績（23年度は実績見込み）

第3期計画は各月の利用者数の平均（年間の総利用者数実績を12か月で除した値）

(3) サービスの見込量の考え方

①計画相談支援

3年間で計画的に全ての障がい福祉サービス及び地域相談支援の利用者が計画相談支援の対象となるものとして利用者数を見込みました。

平成26年度の実績が、在宅の者で支援の必要度が高い人については毎月の利用を見込み、それ以外の在宅者は年2回の利用、施設入所者については年1回の利用をすゝとして計算しました。

②地域相談支援（地域移行支援）

施設入所者の数、入院中の精神障がい者の数、地域生活への移行者数等を勘案して、利用者数を見込みました。

③地域相談支援（地域定着支援）

独居の障がい者や家族の支援を受けられない障がい者、地域生活への移行者等が対象者ですが、24時間の支援体制の整備が必要なことから26年度までに実績を作れるように努力します。

第4章 地域生活支援事業

障害者自立支援法では、地域の特性や利用者の状況に応じて、市町村の判断により柔軟に実施できる事業として地域生活支援事業は位置づけられています。中津市では、こうした点を踏まえ、相談支援事業やコミュニケーション支援事業をはじめとした事業を実施し、福祉の増進を図ります。

1. 相談支援事業

① 障害者相談支援事業

障がいのある人や家族等の介助者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人等の権利擁護のために必要な相談支援を行います。

また、基幹相談支援センターの設置についても平成26年度までに実施形態を検討していきたいと考えています。

	第2期計画(実績)			第3期計画(見込)		
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
委託事業所数	3	3	3	3	3	3
実施箇所数	2	2	2	2	2	2
基幹相談支援センター設置の有無				無	無	有

② 中津市自立支援協議会（中津市障害者施策推進協議会）

障がい福祉サービスの適切な利用を支える相談支援体制の整備を図ります。相談支援事業を効果的に実施するため、福祉関係団体、保健・医療関係者、福祉施設、労働・使用者団体、市民団体、行政関係者等で構成し、ネットワークの構築を図り、必要に応じて協議会を開催しています。

③ 障害者相談支援機能強化事業

相談支援の機能を強化するため、専門職員を配置し、専門的・困難ケース等の相談ができるような体制作りを相談支援事業所に委託して実施しています。

④ 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

知的・精神障がい者に対して、賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居に対する相談支援を行います。入居に必要な調整等の支援を行うとともに、

家主等への相談・助言を通じて、障がい者の地域生活を支援できるよう相談支援事業所に委託して実施しています。

2. 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用に要する経費のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助することにより、障がい者の権利擁護を図ることを目的とする事業です。障がい者の権利擁護を図るため、必要に応じて実施していきます。

(実施主体は中津市)

	第2期計画(実績)			第3期計画(見込)		
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
利用者数(人/年)	0	0	0	1	1	1

※23年度は実績見込み(直近では19年度に2人いました。)

3. コミュニケーション支援事業

① 手話通訳者設置事業

聴覚障がい者等のコミュニケーションの円滑化を支援するため、手話通訳者を市役所窓口を設置する事業です。平成23年度は手話通訳者の勤務日数を週4日から週5日に増やしたため、大幅に利用者数が増えましたが、聴覚障がい者の数に大きな変動はないことなどを踏まえ、今後は横ばいが続くと思われまます。

		第2期計画(実績)			第3期計画(見込)		
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
設置人員	人	1	1	1	1	1	1
延利用者数	人/年	1,859	1,983	2,386	2,400	2,400	2,400
延相談件数	件/年	2,822	3,005	3,447	3,500	3,500	3,500

※23年度は実績見込み

② 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚障がい及び音声・言語機能障がいのある人に対して、通訳者等を派遣するほか、市主催の講演会等においては、可能な限り通訳者等を配置し、聴覚障がい者等の自立及び社会活動への参加を支援します。年度により利用者数等に多少の変動はあるものの、今後も大きな変動はないと見込みます。

			第2期計画(実績)			第3期計画(見込)		
			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
手話通訳者 派遣事業	実利用者数(個人)	人/年	39	40	35	40	40	40
	延利用回数(個人)	回/年	617	724	540	600	600	600
	主催者派遣回数	回/年	8	7	9	8	8	8
要約筆記者 派遣事業	実利用者数(個人)	人/年	3	3	3	3	3	3
	延利用回数(個人)	回/年	57	49	63	60	60	60
	主催者派遣回数	回/年	1	1	2	1	1	1

※23年度は実績見込み

4. 日常生活用具給付事業

身体・知的・精神に障がいのある人に、状況に応じ、日常生活を営む上で必要な用具の給付等を行います。これまでの実績等を勘案して見込みました。

① 介護・訓練支援用具

特殊寝台や特殊マットなどの身体介護を支援する用具。

② 自立生活支援用具

入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置など、入浴、食事、移動といった自立生活を支援する用具。

③ 在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器や盲人用体温計などの在宅療養を支援する用具。

④ 情報・意思疎通支援用具

点字器や人工喉頭などの情報収集や情報伝達、意思疎通などを支援する用具。

⑤ 排泄管理支援用具

ストーマ用装具などの排泄管理を支援する用具。

⑥ 居宅生活動作補助用具

居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

		第2期計画(実績)			第3期計画(見込)		
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
① 介護・訓練支援用具	件/年	2	3	2	3	3	3
② 自立生活支援用具	件/年	20	343	88	35	35	35
③ 在宅療養等支援用具	件/年	8	13	19	22	22	22
④ 情報・意思疎通支援用具	件/年	17	22	33	33	33	33
⑤ 排泄管理支援用具	件/年	1,285	1,357	1,478	1,500	1,550	1,600
⑥ 居宅生活動作補助用具	件/年	1	1	4	3	3	3

※23年度は実績見込み

5. 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、銀行等への用務、冠婚葬祭、買い物、ボランティアサークル活動への参加などの外出支援を行う事業です。

平成23年10月から視覚に障がいのある人に対する移動の支援として同行援護のサービスが新設されたため、同行援護の対象者の分だけ移動支援の実績が下がることになることを考慮し、これまでの実績等を勘案して見込みました。

	第2期計画(実績)			第3期計画(見込)		
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
契約事業所数	10	11	12	11	11	11
実利用者数(人/年)	34	36	35	22	23	24
延利用時間(時間/年)	1,426	1,508	1,720	1,254	1,311	1,368

※実施箇所数については、市外の事業所を含む

(※23年度は実績見込み)

6. 地域活動支援センター事業

① 地域活動支援センター基礎的事業

障がいのある人が通い、創作的活動又は生産活動、地域社会との交流等の機会を提供する事業です。毎年ほぼ同人数の利用のため今後も利用者は横ばいと見込みました。

	第2期計画(実績)			第3期計画(見込)		
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
実施箇所数(契約事業所数)	1	1	1	1	1	1
実利用者数(人/年)	22	13	19	20	20	20

※23年度は実績見込み

② 地域活動支援センター事業Ⅲ型

障がいのある人が通い、勤労意欲の向上や社会生活適応能力の回復を図り、作業訓練等を実施する事業です。今後の利用はほぼ横ばいで推移するものと見込まれます。

	第2期計画(実績)			第3期計画(見込)		
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
実施箇所数(契約事業所数)	1	2(1)	3(2)	1	1	1
実利用者数(人/年)	11	8	10	10	10	10

※()内は市外の事業者数

※23年度は実績見込み

7. その他の事業

① 日中一時支援事業

障がい者(児)の日中における活動の場を提供することなどにより、家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を図ることを目的とした事業です。

宇佐支援学校が平成21年度から23年度にかけて段階的に中津市に移転してきたことに伴い、市内での受け入れ先確保として事業所数を増やしてきたことや、利用の利便性を高めるため平成23年度から送迎加算を追加したことなどから利用者が大幅に増えてきています。特別支援学校の移転が23年度で終了したことから、今後はこれまでのような大幅な伸びではなく、緩やかに増えていくと思われます。

	第2期計画(実績)			第3期計画(見込)		
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
実施箇所数(契約事業所数)	13	13	15	15	15	15
実利用者数(人/年)	62	59	65	67	69	70
延利用回数(回/年)	2,576	2,909	4,791	5,025	5,175	5,250

※実施箇所数については、市外の事業所を含む

※23年度は実績見込み

② 障がい児長期休暇支援事業(さんぽ)

特別支援学校等に通う障がい児に、長期休暇中の日中活動の場を提供することにより、児童の健全育成及び介護者の負担軽減を図る事業で、夏休み期間中に社会福祉協議会に委託して実施しています。過去の実績により利用者数を見込みます。

	第2期計画(実績)			第3期計画(見込)		
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
実施箇所数(契約事業所数)	1	1	1	1	1	1
実利用者数(人/年)	36	33	32	33	33	33
延利用者数(人日/年)	278	257	265	265	265	265

③ 福祉ホーム事業

住居を求めている障がい者が、低額料金で居室や設備等を利用できるようにするとともに、日常生活に必要な便宜を図り、障がい者の地域生活を支援する事業です。利用者数は横ばいで推移すると見込みます。

	第2期計画(実績)			第3期計画(見込)		
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
実施箇所数(契約事業所数)	3	4	4	4	4	4
実利用者数(人)	10	9	6	6	6	6

※実施箇所数については、市外の事業所を含む

※実利用者数は、各年度の3月末の人数

(23年度は実績見込み)

④ 生活サポート事業

中津市介護給付費等支給審査会で障害程度区分が非該当と判定された障がい者に対し、日常生活・家事に関する必要な支援を行うことにより、地域での自立した生活の推進を図る事業です。利用者数は横ばいで推移すると見込みます。

	第2期計画(実績)			第3期計画(見込)		
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
実施箇所数(契約事業所数)	0	0	0	1	1	1
実利用者数(人)	0	0	0	1	1	1

※実利用者数は、各年度の3月末の人数

(23年度は実績見込み)

⑤ 社会参加促進事業

(ア) 自動車運転免許取得助成事業

身体障がい者に対して、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成することにより、就労等の社会参加活動への推進を図る事業です。過去の実績により利用者を見込みます。

	第2期計画(実績)			第3期計画(見込)		
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
実利用者数(人/年)	2	1	0	2	2	2

(23年度は実績見込み)

(イ) 自動車改造助成事業

身体障がい者に対して自動車の改造に要する費用の一部を助成することにより、就労等の社会参加活動への推進を図る事業です。過去の実績により利用者を見込みます。

	第2期計画(実績)			第3期計画(見込)		
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
実利用者数(人/年)	1	5	3	3	3	3

(23年度は実績見込み)

(ウ) 福祉機器リサイクル事業

家庭で不要になった福祉機器(車いすなど)を修理・点検し、必要とする人に貸し出す事業です。過去の実績により利用者を見込みます。

	第2期計画(実績)			第3期計画(見込)		
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
実利用者数(人/年)	32	31	35	35	35	35

(23年度は実績見込み)

(エ) 手話奉仕員等養成事業

点字・手話講習会を開催し、聴覚障がい者・視覚障がい者の生活及び関連する福祉制度等についての理解と認識を深めるとともに、手話表現技術・点字技術を習得することを目的とした事業です。手話奉仕員等の派遣を希望する障がい者のニーズに応えるべく、今後も講習会を充実させていきます。過去の実績により利用者を見込みます。

また、平成24年度より聴覚障がい者のコミュニケーション支援を拡充するため、新規事業として要約筆記奉仕員養成講座と要約筆記ステップアップ講座を毎年交互に実施していき、要約筆記にも力を入れていきます。

	第2期計画(実績)			第3期計画(見込)		
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
点字講習会 修了者数(人/年)	5	3	8	5	5	5
手話講習会 修了者数(人/年)	12	12	13	12	12	12
要約筆記奉仕員養成講座 修了者数(人/年)				10		8
要約筆記ステップアップ講座 修了者数(人/年)					10	

(23年度は実績見込み)

(オ) 点字・声の広報等発行事業

点訳、音訳等わかりやすい方法で、視覚障がいのある方(広報広聴課に登録している方のみ)に市の広報等、地域生活をする上で必要度の高い情報などを提供します。

	第2期計画(実績)			第3期計画(見込)		
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
登録者数 (人/年)	34	32	32	34	34	34

(23年度は実績見込み)

(カ) 障がい者スポーツ振興支援事業

障がい者スポーツ及びスポーツをする機会を支援することによって、障がい者の体力増強・社会参加・交流を行う事業です。ふれ愛運動会・サウンドテーブルテニス・風船バレー等に毎年多くの障がい者が参加していますが、今後もこうした活動を支援していきます。

⑥ 心理リハビリテーション事業

在宅の心身障がい児・者に対して、動作訓練を行い、心身の機能改善等を図る事業です。九州大学教育学部の専門チームの指導の下、脳性まひなどの肢体不自由や多動傾向を伴う障がい児童等に臨床的に効果を得ており、今後も心身障がい児・者の健康増進のため支援していきます。利用者数は過去の実績により見込みます。

	第2期計画(実績)			第3期計画(見込)		
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
実利用者数 (人/年)	10	10	9	10	10	10

(23年度は実績見込み)

⑦ 更生訓練費給付事業

就労移行支援事業、自立訓練事業を利用している人が、社会復帰の訓練を受けるために必要な文房具などを給付する事業です。必要に応じて支援をしていきますが、利用者の増加はないと見込まれます。

	第2期計画(実績)			第3期計画(見込)		
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
実利用者数 (人/年)	0	0	0	1	1	1

(23年度は実績見込み)

⑧ 施設入所者就職支度金給付事業

就労移行支援事業、就労継続支援事業を利用している人が、更生訓練を終了し、就職等により自立する場合に就職支度金を支給し、社会復帰の促進を図る事業です。必要に応じて支援をしていきますが、利用者の増加はないと見込まれます。

	第2期計画(実績)			第3期計画(見込)		
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
実利用者数 (人/年)	0	0	0	1	1	1

(23年度は実績見込み)

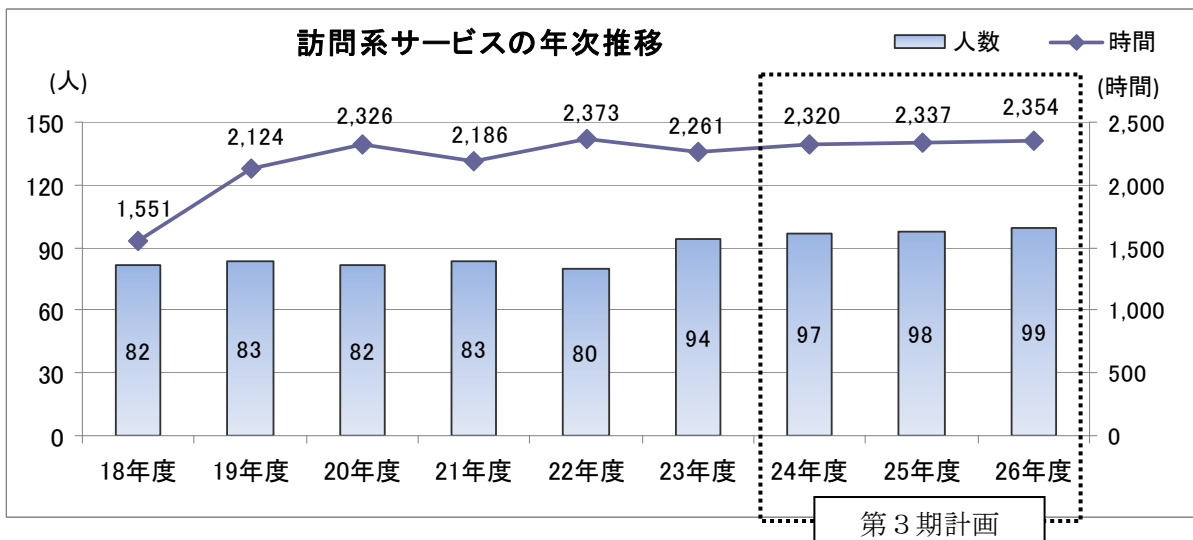
資料

障がい福祉サービスの実績

【訪問系サービス】

	単位	第1期計画(実績)			第2期計画(実績)			第3期計画(見込)		
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
居宅介護	時間/月	1,495	1,658	1,573	1,595	1,508	1,380	1,419	1,436	1,453
	人/月	81	81	80	81	76	80	82	83	84
重度訪問介護	時間/月	0	403	682	591	733	700	700	700	700
	人/月	0	1	1	1	1	1	1	1	1
同行介護	時間/月						45	45	45	45
	人/月						10	10	10	10
行動介護	時間/月	0	0	0	0	60	60	80	80	80
	人/月	0	0	0	0	2	2	3	3	3
重度障害者等 包括支援	時間/月	56	63	71	0	72	76	76	76	76
	人/月	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	時間/月	1,551	2,124	2,326	2,186	2,373	2,261	2,320	2,337	2,354
	人/月	82	83	82	83	80	94	97	98	99

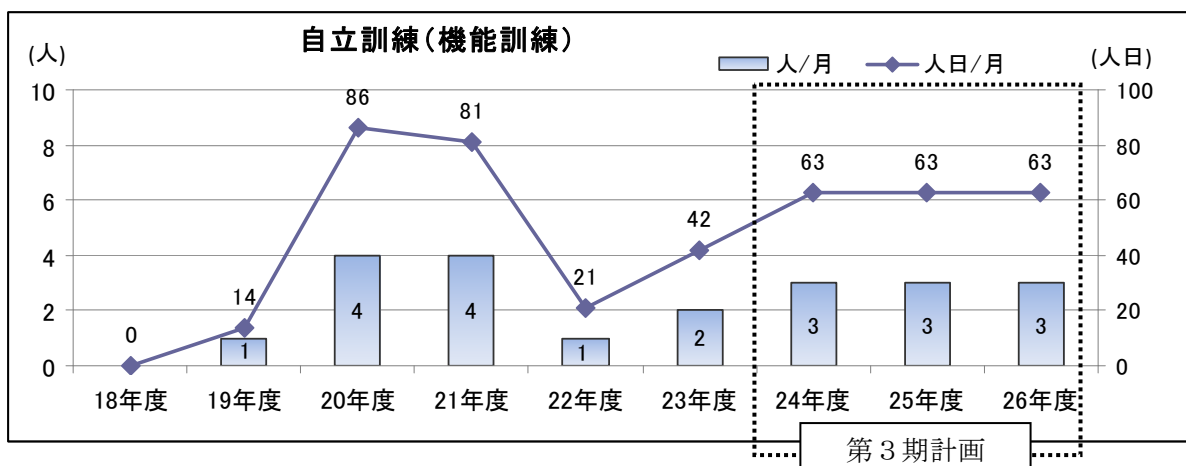
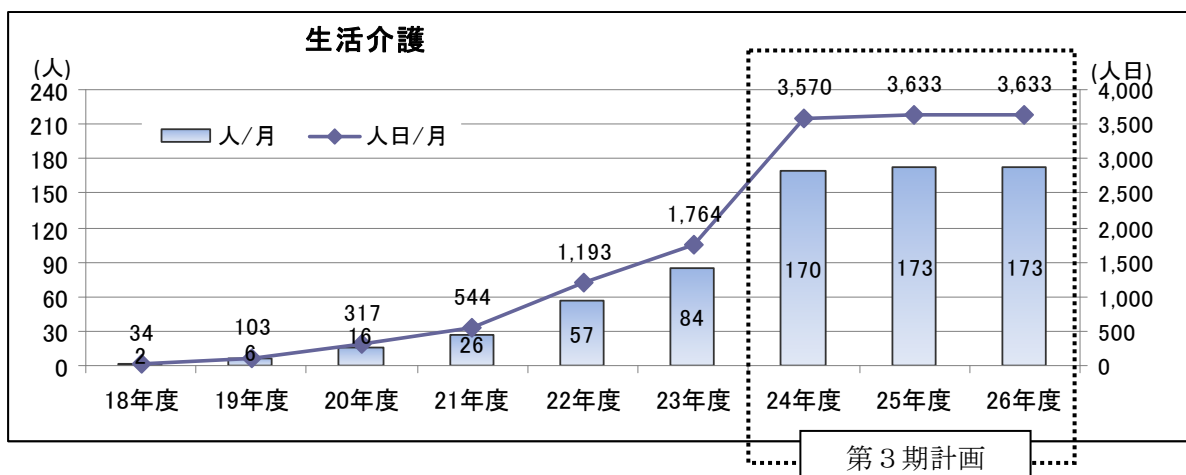
※平成23年度以降は見込み

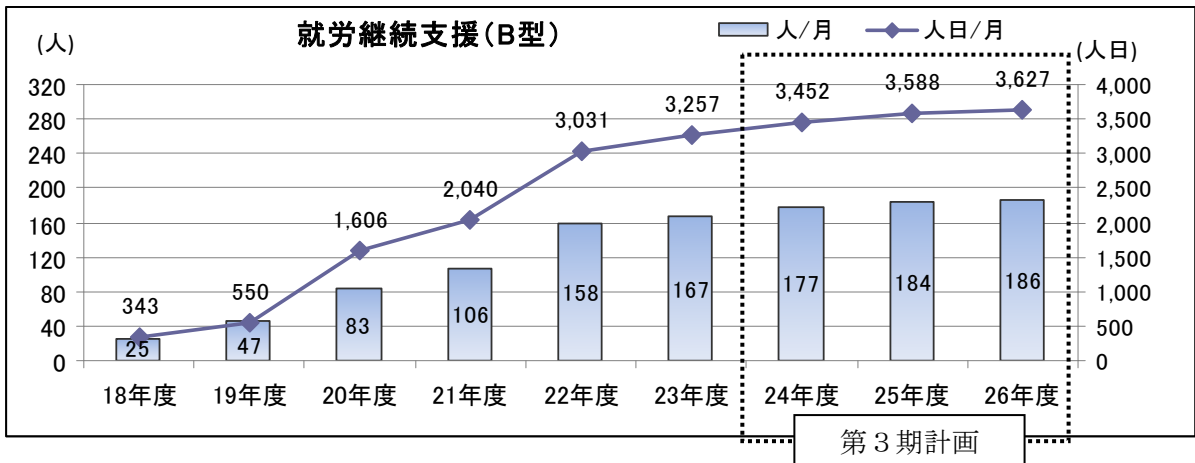
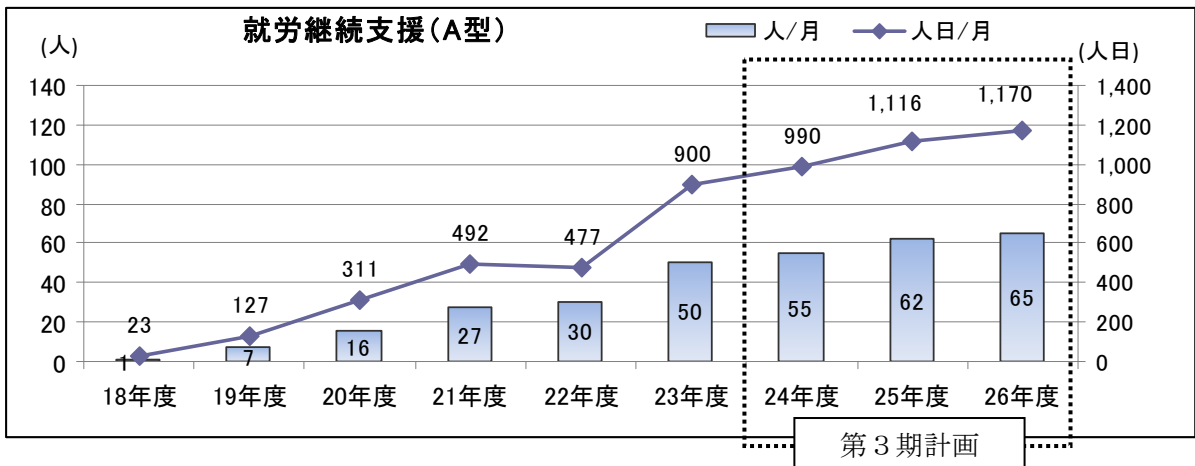
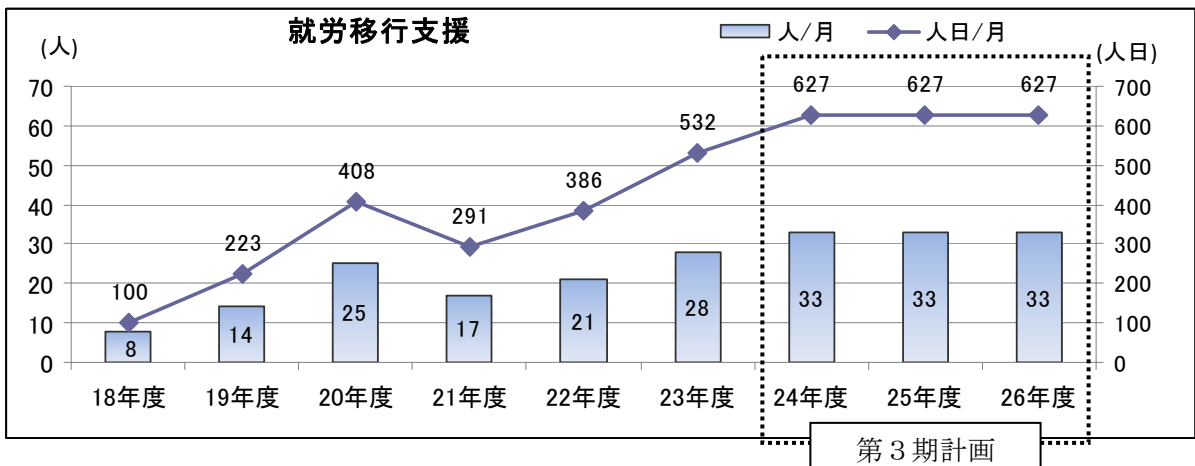
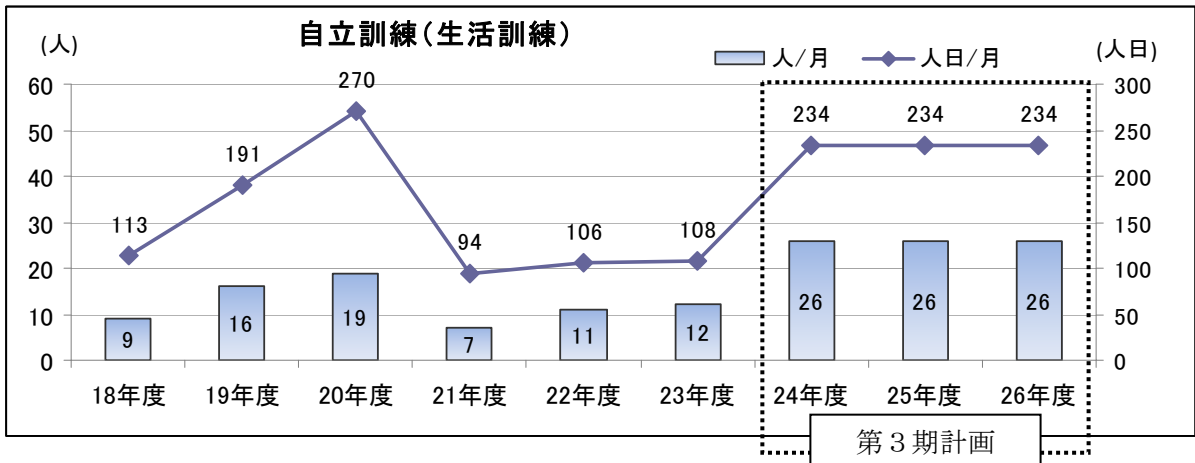


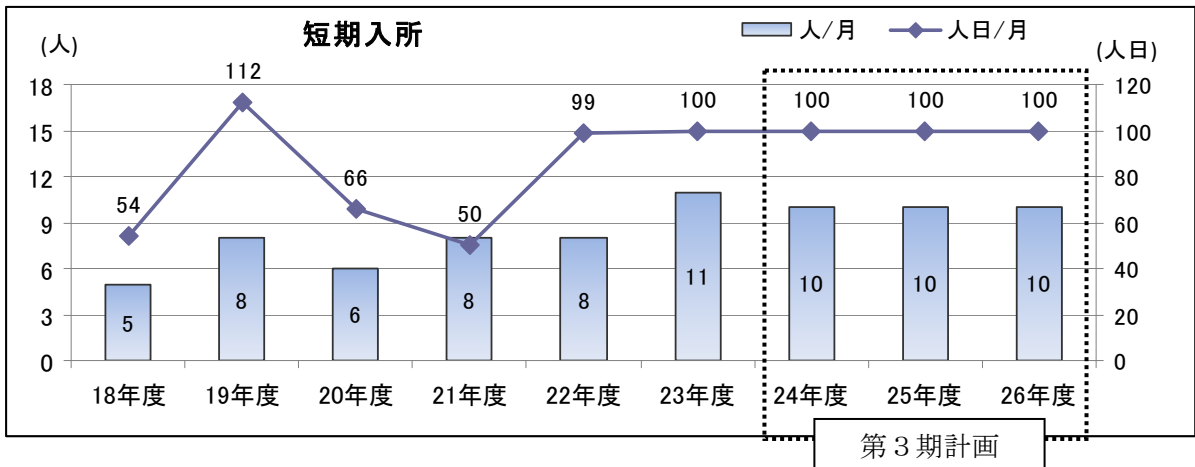
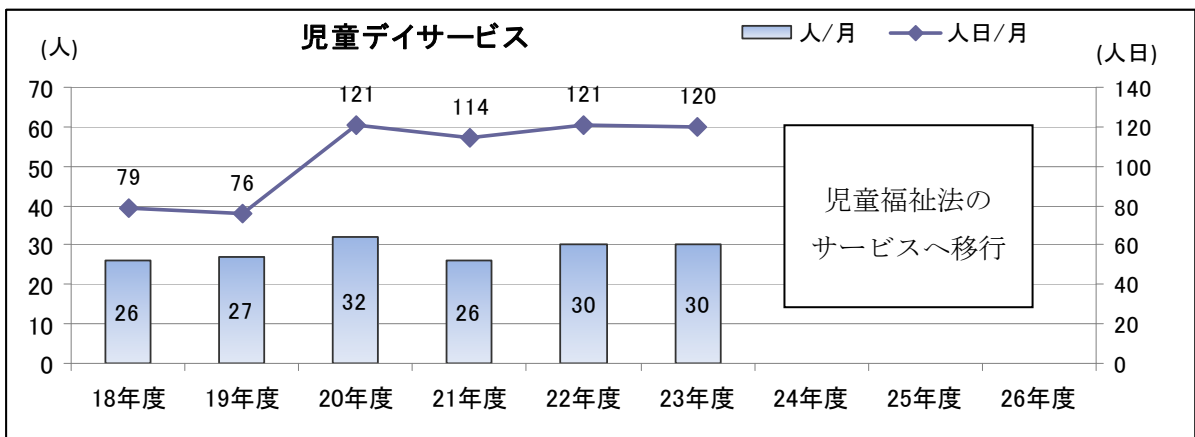
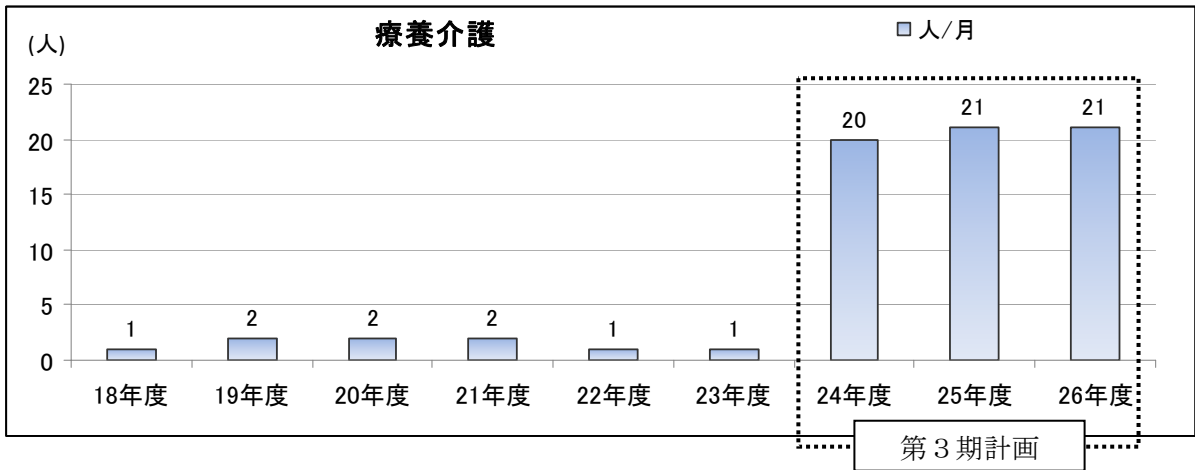
【日中活動系サービス】

	単位	第1期計画(実績)			第2期計画(実績)			第3期計画(見込)		
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
生活介護	人日/月	34	103	317	544	1,193	1,764	3,570	3,633	3,633
	人/月	2	6	16	26	57	84	170	173	173
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	0	14	86	81	21	42	63	63	63
	人/月	0	1	4	4	1	2	3	3	3
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	113	191	270	94	106	108	234	234	234
	人/月	9	16	19	7	11	12	26	26	26
就労移行支援	人日/月	100	223	408	291	386	532	627	627	627
	人/月	8	14	25	17	21	28	33	33	33
就労継続支援 A型	人日/月	23	127	311	492	477	900	990	1,116	1,170
	人/月	1	7	16	27	30	50	55	62	65
就労継続支援 B型	人日/月	343	550	1,606	2,040	3,031	3,257	3,452	3,588	3,627
	人/月	25	47	83	106	158	167	177	184	186
療養介護	人/月	1	2	2	2	1	1	20	21	21
児童 デイサービス	人日/月	79	76	121	114	121	120			
	人/月	26	27	32	26	30	30			
短期入所	人日/月	54	112	66	50	99	100	100	100	100
	人/月	5	8	6	8	8	11	10	10	10

※平成23年度以降は見込み



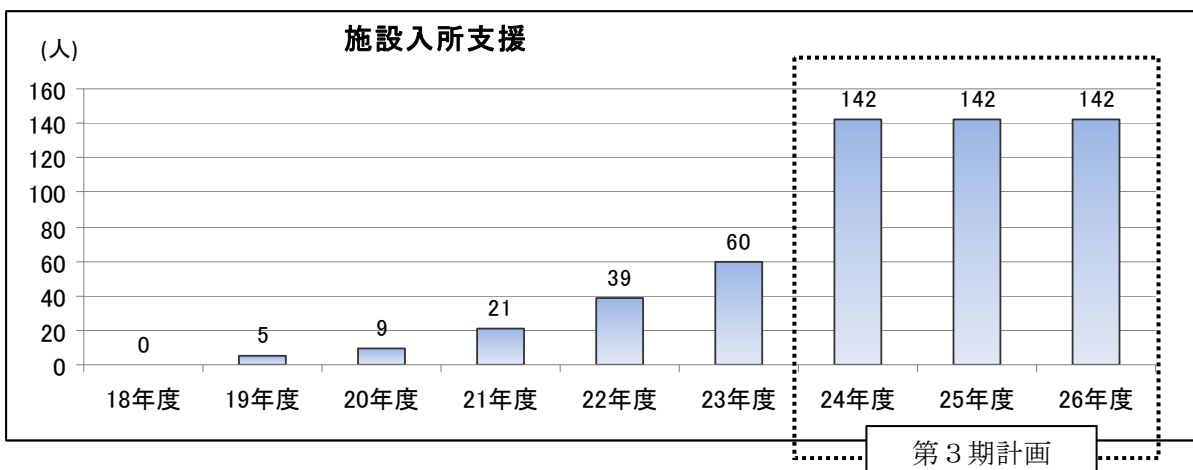
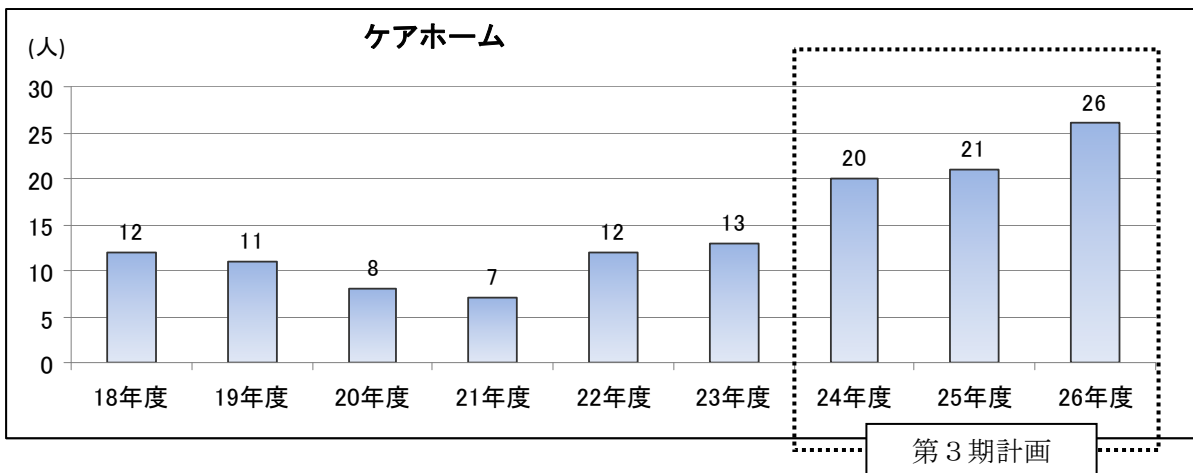
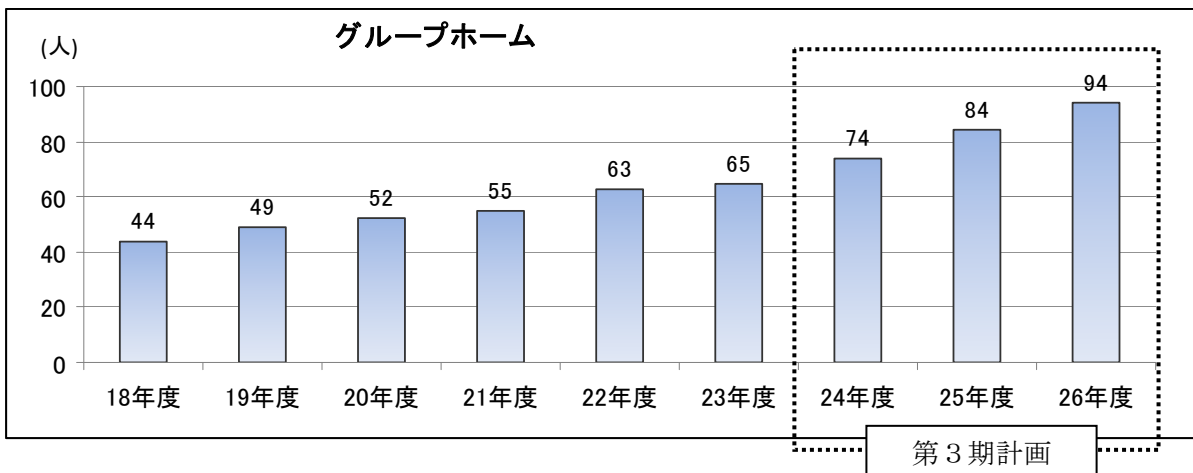




【居住系サービス】

	単位	第1期計画(実績)			第2期計画(実績)			第3期計画(見込)		
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
グループホーム	人/月	44	49	52	55	63	65	74	84	94
ケアホーム	人/月	12	11	8	7	12	13	20	21	26
施設入所支援	人/月	0	5	9	21	39	60	142	142	142

※平成23年度以降は見込み



特別支援学校へのアンケート調査

【調査方法】

中津と宇佐の特別支援学校にアンケート調査票を配布し、学校の先生から生徒に渡して回収をしてもらう方法で平成 23 年 10 月に実施。

【調査対象】

中津市出身の特別支援学校の高等部の生徒（保護者）

【対象者数等】

	対象者数	回答数	回収率
宇佐支援学校	9 人	6 人	66.7%
宇佐支援学校中津校	27 人	18 人	66.7%

【アンケート内容】

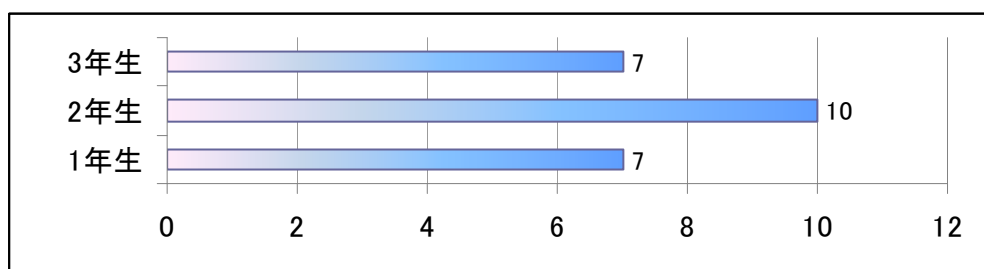
(表)

(裏)

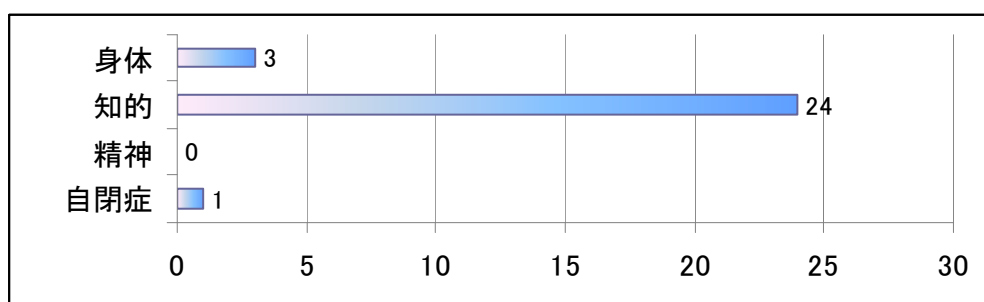
アンケート調査	
<p>【趣旨】 中津市の障がい福祉計画策定にあたり、障がい福祉サービスの見込み量を立てるためアンケート調査をするものです。</p> <p>【アンケート実施主体】 中津市役所 社会福祉課（電話 22-1111）</p> <p>①あなたの学年を以下の中からお選びください。 <input type="checkbox"/> 1 年生 <input type="checkbox"/> 2 年生 <input type="checkbox"/> 3 年生</p> <p>②あなたの障がいの状態を以下の中からお選びください。 (複数回答可) <input type="checkbox"/> 身体障がい <input type="checkbox"/> 知的障がい <input type="checkbox"/> 精神障がい <input type="checkbox"/> その他 ⇒ 具体的に ()</p> <p>③あなたの現在の生活状況を以下の中からお選びください。 <input type="checkbox"/> 家族と同居。 <input type="checkbox"/> 施設に入所中。 <input type="checkbox"/> その他 ⇒ 具体的に ()</p> <p>④特別支援学校高等部卒業後の生活の状況について、以下の中で一番可能性が高いと思われるものをお選びください。 <input type="checkbox"/> 家族と同居 <input type="checkbox"/> 施設に入所。⇒ ここでアンケート終了。 <input type="checkbox"/> ケアホームに入居。 <input type="checkbox"/> グループホームに入居。 <input type="checkbox"/> まだ見当がつかない。 <input type="checkbox"/> その他 ⇒ 具体的に ()</p> <p style="text-align: center;">裏面につづく</p>	<p>⑤特別支援学校高等部卒業後の進路について、以下の中で一番可能性が高いと思われるものをお選びください。 <input type="checkbox"/> 専門学校等に進学する。 <input type="checkbox"/> 一般の会社に就職する。 <input type="checkbox"/> 福祉的就労(施設で支援を受けながら就労等をする。) <input type="checkbox"/> 家事手伝いをする。 <input type="checkbox"/> まだ見当がつかない。 <input type="checkbox"/> その他 ⇒ 下記に具体的に記入してください。 <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div></p> <p>⑥前の質問で「福祉的就労」と回答した方について質問します。 以下のどのサービスを希望しますか？(複数回答可) <input type="checkbox"/> 就労移行支援(一般の会社への就労を目指す) <input type="checkbox"/> 就労継続支援 A 型(原則として雇用契約を結び最低賃金適用) <input type="checkbox"/> 就労継続支援 B 型(雇用契約はなく最低賃金も適用なし) <input type="checkbox"/> 生活介護(デイサービスのようなもの) <input type="checkbox"/> 生活訓練(日常生活の習得を目指す) <input type="checkbox"/> 宿泊型自立訓練(入所しながら自立を目指す) <input type="checkbox"/> 未定</p> <p>⑦何かご意見があれば、ご自由にお書きください <div style="border: 1px solid black; height: 30px; width: 100%;"></div></p> <p style="text-align: center;">ご協力ありがとうございました。</p> <p style="text-align: center;">このアンケート用紙は学校に提出してください。</p>

【調査結果】

①あなたの学年を以下の中からお選びください。

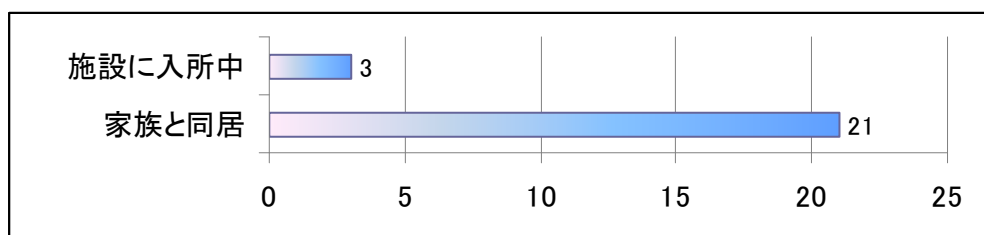


②あなたの障がいの状態を以下の中からお選びください。（複数回答可）

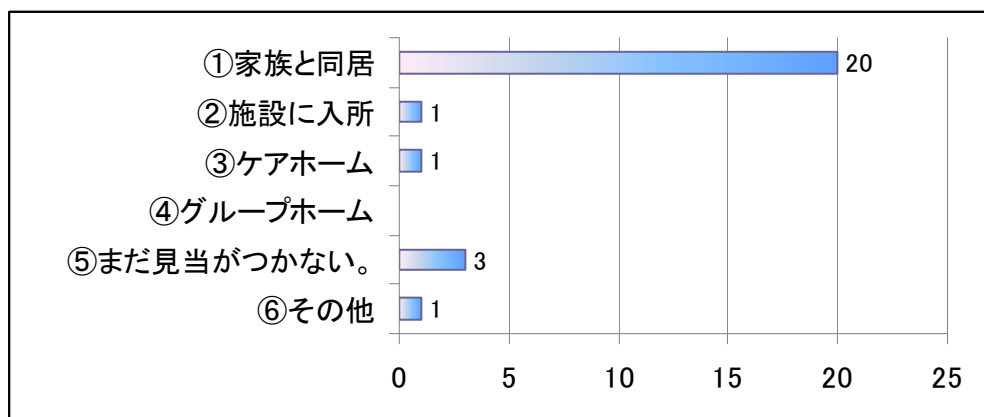


※身体と知的の重複障がい3人、知的と自閉症の重複障がい1人

③あなたの現在の生活状況を以下の中からお選びください。



④特別支援学校高等部卒業後の生活の状況について、以下の中で一番可能性が高いと思われるものをお選びください。

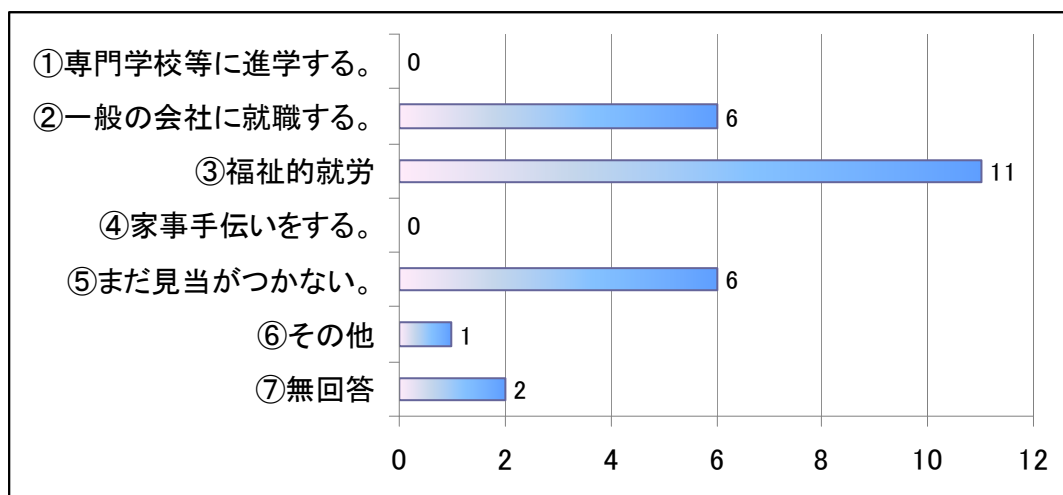


※①と②と⑤を同時に選んでいる方が1人。

※⑥その他の意見

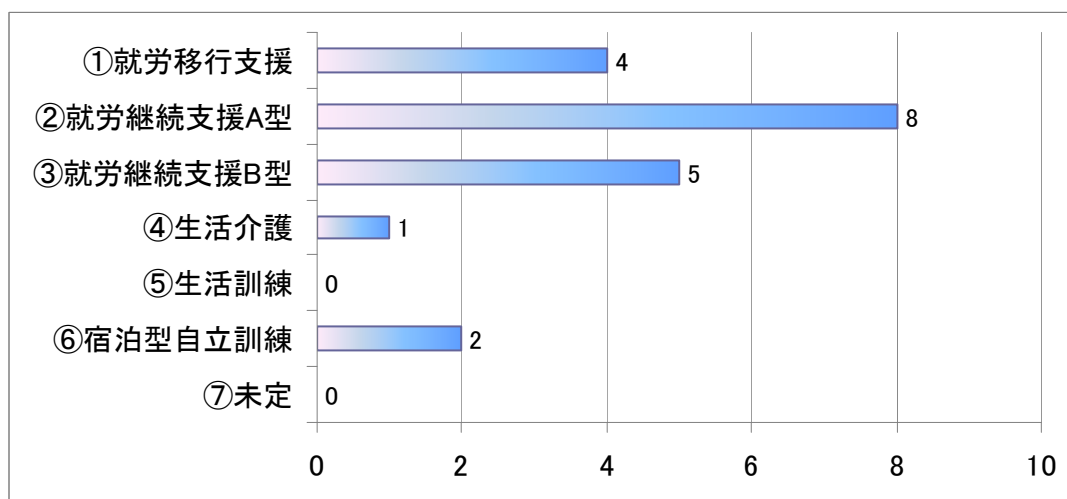
当初は家族と同居だが、2～5年ほどかけてケアホーム・グループホームもしくは支援付きで一人暮らしなど最終的な形を決めたいと考えています。

⑤特別支援学校高等部卒業後の進路について、以下の中で一番可能性が高いと思われるものをお選びください。



※②と③、③と⑤で迷っている人が各1人ずついます。

⑥前の質問で「福祉的就労」と回答した方について質問します。
以下のどのサービスを希望しますか？（複数回答可）



⑦何かご意見があれば、ご自由にお書きください。

（5人の方からご意見を頂きました。おもな内容は以下のとおりです。）

- ・中津市の福祉は高齢者介護を福祉だと思っているように感じられる。
- ・障害者への充実した福祉は結果的に子供や高齢者への教育や福祉へとつながります。
- ・自分たちに会う施設がないのであれば、グループで施設を造っていきたいと数年来考えています。
- ・公共交通機関が先細り傾向にある中津市において、移動支援や、移動介助等の福祉の充実が強い要望です。
- ・学校終了後の人生がうまくえがけません。
- ・市内近隣には働く場所、住む場所、共に選択肢が少ないと思います。
- ・保護者として市の福祉サービスに頼ってばかりではいけないと思います。

日 時：平成 23 年 9 月 26 日（月）13:30～15:30

場 所：教育福祉センター 多目的ホール

参加者：障がい当事者、保護者、施設職員など（20人）

事務局（市、社協、エマオ）（9人）

障がいのある人の地域福祉を考える観点から、関係者の方にお集まりいただき自由な意見交換会を開催しました。意見交換会では参加者を2つのグループに分け、それぞれで意見を出し合ってもらい、最後にそれぞれのグループから出された意見の発表をしてもらい、お互いに意見交換をしあうという形で行いました。

意見は生活に関することや施設の利用に関すること、就労に関する事など様々な意見が出されました。こうした意見は、今後の福祉計画を立てる上で、求められるサービスがどこにあるのか等の参考にさせて頂きました。

出された意見を項目別にまとめると以下のとおりです。

【障がい福祉計画に係る項目について】

- ・補装具給付はありがたい。充実するともっと良い。
- ・親亡きあとの居住場所が心配。（市内のGH等施設が少ない）←夜も誰かの目が届く施設
- ・聴覚・視覚障がいの方が高齢になった時の入所先が市内にあるとよい。
- ・サービスを受けるお金がない
- ・移動支援がないと交通手段がない。（特に車椅子） 耶馬溪から中津まで行くのにタクシー代が15,000円ほどかかってしまう。
- ・コミュニティバスには車椅子が乗れない。
- ・中津に視覚障がいの方が歩行訓練をするところがない。
- ・リハビリができる施設が必要
- ・一般企業の採用条件は「自分で通勤できること」（自力通勤できない人は困る）
- ・将来ひとり暮らしをしてみたい。→そのようなサービスも必要になってくるのでは？（金銭管理・生活設計）
- ・サービスがあっても利用しにくい（費用面）
- ・短期入所は制度としてあっても利用しづらい（知らないところには預けられない）
- ・現在は自宅で面倒を見ている（親→子）。兄弟に頼むのは困難（長男が自閉症だが、次男夫婦にお願いするのは難しい。） 自分が元気なうちはぎりぎりまで面倒を見る。見れなくなった時は、施設入所を考えている。親として、知らない施設に預けるのは不安。
慣れた環境で 通所→入所 一貫したところがあれば・・・（環境が変わらないことが大事）
- ・外出支援サービスー家族が手が離せないときなど気軽に利用したい。

- ・サービス費用は家族が負担する状態
- ・通所サービスー本人は仕事に出かけているという意識。しかし、周囲から見ると日中の居場所づくりという点も否定できないかも。
- ・働きに行っても利用料を取られる。
- ・何らかの形で社会に出て仕事をしたい。

【地域福祉計画・活動計画に係る項目について】

○中津市の「住んで良かった点」「ここがダメ？」

住みやすい点	ここがダメ？
<ul style="list-style-type: none"> ・中津市社協がありがたい（理解・協力してくれる機関があるのは良いこと、敷居が低く相談しやすい） ・「さんぽ事業」…市職員や一般の人に障がいのことを理解してもらえる。 ・地域のマンパワー（有償サービスグループなど）が育っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の方たちの理解がまだまだ低い。（例：給食ボラの調理に参加NG。近所の小学生が怖がる）「知らない」ことでのトラブルがあるので、もう一歩踏み込んで理解を深めてほしい。 ・車椅子利用者・知的障がい者等の移動（通院）の問題（費用・方法・支援者）

○地域や周囲との関係で困っていること

- ・公園に遊びに行ったら不審者扱いされて通報された。
- ・自転車で通勤していただけないのにパトカーに止められた。←警察の福祉教育が必要
- ・「施設をうちの近くにつくってくれるな」と地域から反対を受けた。現在は地域の方とうまくやっているが、今も少し離れた地域にいくと理解不足を感じる。（精神の施設でも同じような事があった）一施設の職員も、中に入ってみて視点が変わった。

○地域交流のヒント・アドバイス

- ・地域行事に積極的に参加する。←親（家族）ではなく地域の人（ボラなど地域のことをよく知っている人）と一緒に。
- ・地域へカミングアウト→親の踏ん切りで一歩前へ（緊張や不安感を理解できるような地域風土が必要）
- ・就労支援ー企業の中で障がい者を働かせてもらう。→一緒に作業することで企業内での理解が進む→地域での理解に広がる。
- ・小地域（公民館単位・自治会単位）での学習の場（例：わいわい福祉ひろば）があれば。当事者が関わることで理解が深まる。
- ・地域の人と一緒に絵や陶芸を楽しむ場（市の事業として）

【全体を通して】

○これは絶対必要！

- ・親亡きあとも子どもが安心して暮らせる環境を
- ・移動支援 - コミュニティバスに乗れない（路線、車椅子乗降、ガイド）
- ・工賃アップ（自立できるための収入確保）
- ・公の就労（雇用確保、啓発→人材育成） 枠だけでなく、ハードルを下げる。（字は読めなくてもコミュニケーションはとれる）
- ・山間部の生活課題への対応（例：ゴミだし）



平成 23 年度 中津市障害者施策推進協議会委員名簿

種別	氏名	所属
福祉関係団体	渡邊 忠昭	中津市民生児童委員協議会会長
	三原 米吉	中津市社会福祉協議会事務局長
	玉麻 農夫男	中津市身体障がい者協議会会長
	衣川 宏	手をつなぐ育成会(ややま園)会長
	山本 勝巳	手をつなぐ育成会(もみじ園)会長
	自在丸 弘子	中津みどり会家族会会長
学識経験者・保健・医療関係者	木村 哲雄	大分県北部保健所次長兼健康安全企画課長
	西 博子	中津市医師会理事(西耳鼻咽喉科医院長)
	豊田 昭知	NPO 法人「いのちきサポート」理事長
福祉施設	金枝 豊治	障害者支援施設「ややま園」園長
	平原 伸	障害者支援施設「もみじ園」園長
	梶原 正	身体障害者療護施設「修光園」園長
	菅沼 育雄	肢体不自由児施設「つくし園」園長
	富永 健司	介護保険総合ケアセンター「いずみの園」施設長
	太田 喜久子	医療法人真浄会 寺町クリニック院長
	川端 英宏	障害者支援施設「フロンティアなかつ」施設長
労働・使用者団体	長谷川 光雄	中津商工会議所専務理事
市民団体	池口 澄子	中津市ボランティア連絡協議会副会長
行政関係	櫻井 健次	ハローワーク中津 中津公共職業安定所所長
	五十川 孝正	中津市教育委員会学校教育課長
	矢永 信和	中津市三光支所長
	松下 太	中津市本耶馬溪支所長
	梶谷 俊司	中津市耶馬溪支所長
	江口 浩治	中津市山国支所長
	尾家 勝彦	中津市福祉部長